

境界問題に関する無料相談

大津地方法務局，滋賀県土地家屋調査士会ADR「境界問題解決支援センター滋賀」及び滋賀弁護士会は，合同で土地の境界問題に関する相談会を**無料**で実施しています。

相談日 毎月第2・4木曜日

相談時間 午後2時～午後3時

午後3時～午後4時

午後4時～午後5時

相談場所 大津市京町三丁目1番1号大津びわ湖合同庁舎
大津地方法務局 地図整備・筆界特定室

相談員 弁護士，土地家屋調査士及び法務局職員

相談は**予約制**です。

なお，予約が一杯の場合は，希望日時に相談をお受けできない場合がありますので，あらかじめご了承ください。

お問合せ先（予約先）

大津地方法務局 地図整備・筆界特定室

☎077-510-2580

受付時間 平日午前9時から午後5時まで

